

入札公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 6 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度環境及び食品検体輸送業務

(2) 業務の内容

「令和 7 年度環境及び食品検体輸送業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の（1）から（7）までのすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に

規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 128 番地 (東庁舎 4 階)

島根県環境生活部環境政策課規制係

電話：0852-22-5277 FAX：0852-25-3830

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年3月6日(木)から3月19日(水)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号、FAX番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月25日(火)午前10時45分から

イ 場所 松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎 201会議室

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札参加を希望する者は入札説明書に示す一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

ただし、本件契約に係る予算が第493回島根県議会において議決されない場合は、入札を実施しない。

令和7年度環境及び食品検体輸送業務委託仕様書

この仕様書は、令和7年度環境及び食品検体輸送業務を業務委託するに当たり、島根県（以下「委託者」という。）と業務受託者（以下「受託者」という。）において、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務の名称

令和7年度環境及び食品検体輸送業務

2 業務の概要

(1) 輸送する物品

① 環境

ア 輸送物

クーラーボックス(縦40cm×横50cm×高さ100cm、重量約20kg)及び検体輸送用プラスチック箱(縦40cm×横50cm×高さ100cm、重量約20kg)、1回に1ないし2台

イ 検体(内容物)

河川水、地下水、事業場の排水及び浄化槽の排水を入れたポリ容器

ウ 条件

特になし

② 食品

ア 輸送物

車載用冷蔵庫(縦70cm×横120cm×高さ70cm、重量約40kg)、1回に1台

イ 検体(内容物)

ビニール袋等に小分け包装してある食品検体(総菜、弁当、ハム、蒲鉾等)

ウ 条件

検体輸送中は、常に電源(12ボルト)に接続しておくこと。

③ その他

上記①環境検体と上記②食品検体を同時に輸送する場合もある。

(2) 輸送する区間(コース)

別紙2「輸送区間」のとおり

(3) 輸送時刻の指定

原則として、定点間(出発地と到着地)を定刻発着とする。(別紙3のとおり)ただし、検体の採取等やむを得ない事情により輸送日時を変更する場合は、委託者が指定した日及び時刻とする。

(4) 輸送費

輸送物の個数に関わらず、コースごとに定める単価による。

3 業務の手続き

輸送業務は、1ヶ月単位で次のとおり実施するものとする。

- (1) 委託者は、前月の20日までに、環境・食品月間輸送業務委託計画書(様式2)を作成する。
- (2) 委託者は、環境・食品月間輸送業務委託計画書を作成後、直ちに、受託者に通知する。
- (3) 委託者は、調査あるいは検査等の都合で輸送計画を変更しようとするときは、速やかに受託者にその旨を通知する。
- (4) 委託者は、上記のほか、必要な事項については、別途受託者に指示する。

4 業務の実施方法

(1) 環境及び食品共通

- ① 受託者は、通知を受けた環境・食品月間輸送業務委託計画書に基づき、定められた日及び時刻に従い輸送業務を行う。
- ② 受託者は、検体の受け渡しに当たっては、委託者(保健所等)の職員の確認(署名又は印)を受けることとする。

(2) 食品の場合のみ

- ① 受託者は、検体を輸送中は常にカーバッテリー等の電源に車載用冷蔵庫を接続しておくこと。
ただし、No. 60 及び No. 61 の輸送において、車載用冷蔵庫を返却するときは、この限りでない。
- ② 委託者は、取り替え用として、受託者に車載用冷蔵庫及びカードロガー(名刺大の温度記録カード)各3台を貸し付けるものとする。
なお、車載用冷蔵庫等を貸し付けるに当たり詳細については、別に定めるものとする。

5 業務に係わる事故の処理責任

輸送業務において事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告するものとし、事故処理については、受託者の責任により処理するものとする。

6 その他

受託者は、この仕様書に定めのない事項について、委託者の指示を受けるものとする。

(別紙2)

環境・食品検体輸送区間

コース No.	輸送元(検体採取機関)			輸送先(検査機関)		年間予定輸送回数			距離 (km)	備考
	1→	2→	3→	1→	2→	合計	環境	食品		
1	安来市役所(安来庁舎)			保環研		1	1	0	29	
2	安来市役所(広瀬庁舎)			保環研		1	1	0	31	
3	安来市役所(伯太庁舎)			保環研		1	1	0	34	
4	情報科学高校前			保環研		12	12	0	30	
5	出雲HC			保環研		25	17	8	35	
6	出雲HC	雲南HC		保環研		12	12	0	57	
7	出雲HC	仁多庁舎		保環研		1	1	0	86	
8	出雲HC	横田庁舎		保環研		1	1	0	97	
9	出雲HC	道の駅頓原		保環研		1	1	0	108	
10	平田図書館			保環研		1	1	0	19	
11	雲南HC			保環研		7	1	6	35	
12	雲南HC	出雲HC		保環研		1	1	0	57	
13	雲南HC	平田図書館		保環研		1	1	0	45	
14	仁多庁舎			保環研		1	1	0	46	
15	仁多庁舎	平田図書館		保環研		1	1	0	67	
16	横田庁舎			保環研		1	1	0	57	
17	横田庁舎	平田図書館		保環研		1	1	0	77	
18	道の駅頓原			保環研		1	1	0	67	
19	道の駅頓原	平田図書館		保環研		1	1	0	76	
20	県央HC			浜田HC		14	8	6	62	
21	県央HC			保環研		10	10	0	66	
22	道の駅かわもと			浜田HC		1	1	0	58	
23	道の駅かわもと			保環研		1	1	0	102	
24	道の駅瑞穂			浜田HC		1	1	0	58	
25	道の駅瑞穂			保環研		1	1	0	123	
26	温泉津ふれあい館			浜田HC		1	1	0	42	
27	邑南町役場			浜田HC		1	1	0	45	
28	邑南町役場			保環研		1	1	0	115	
29	美郷町役場			浜田HC		1	1	0	74	
30	美郷町役場			保環研		1	1	0	84	
31	仁摩支所			浜田HC		1	1	0	50	
32	浅利駅			浜田HC		1	1	0	28	
33	江津駅			浜田HC		1	1	0	26	
34	江津駅			保環研		1	1	0	108	
35	サンビコごうつ			浜田HC		1	1	0	34	
36	サンビコごうつ			保環研		1	1	0	100	
37	浜田HC			保環研		3	3	0	126	
38	浜田HC	県央HC		保環研		1	1	0	126	
39	三隅支所			浜田HC	保環研	1	1	0	150	
40	三隅支所	県央HC		浜田HC	保環研	1	1	0	150	
41	益田HC			浜田HC		14	8	6	41	
42	益田HC			保環研		2	2	0	166	
43	益田HC			浜田HC	保環研	9	8	1	168	
44	益田HC	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	168	
45	益田HC	浜田HC	県央HC	(浜田HC)	保環研	4	4	0	168	
46	道の駅津和野温泉			浜田HC		1	1	0	70	
47	道の駅津和野温泉	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	200	
48	道の駅日原			浜田HC		1	1	0	55	
49	道の駅日原	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	185	
50	道の駅 かきのきむら			浜田HC		1	1	0	86	
51	道の駅 かきのきむら	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	209	
52	道の駅むいかいち温泉			浜田HC		1	1	0	96	
53	道の駅むいかいち温泉	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	219	
54	匹見総合支所			浜田HC		1	1	0	55	
55	匹見総合支所	浜田HC		(浜田HC)	保環研	1	1	0	183	
56	土田海水浴場			浜田HC		1	1	0	30	
57	土田海水浴場			保環研		1	1	0	156	
58	土田海水浴場			(浜田HC)	保環研	1	1	0	156	
59	七類港			保環研		2	2	0	60	
60	七類港(食品)			保環研		2	0	2	60	
61	七類港(食品)			公社		1	0	1	58	

単価には消費税及び地方消費税を含まない。

No.59～No.61の単価には隠岐汽船株式会社に支払う貨物運賃料は含まない。

【別紙 2 の補足説明】

1 輸送区間の補足説明

(1) コース名 : No. 59 (環境検体)

隠岐保健所(本所又は島前駐在)の職員が所定の時刻に出航する隠岐汽船株式会社のフェリーに検体を積み込み、美保関町七類港までフェリー輸送する。フェリー輸送中に保健所職員は随行しない。

受託者は、フェリー到着時刻に七類港まで検体を受け取りに行き、その日は検体を保管し、翌朝午前9時に指定先に輸送する。

(2) コース名 : No. 60~No. 61 (食品検体)

上記(1)の業務に加えて、輸送を終えた車載用冷蔵庫を七類港まで輸送し、所定の時刻に出航するフェリーに積み込むまでの作業を行う。

車載用冷蔵庫を返却するに当たっては、返却先の保健所にあらかじめフェリーの到着時刻を連絡しておくこと。

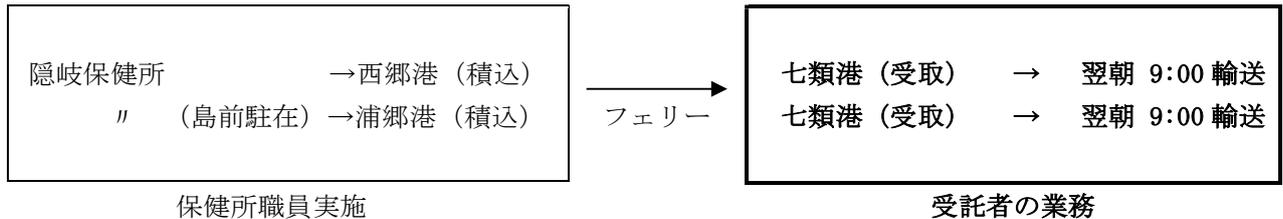
なお、検体の輸送を終え車載用冷蔵庫を返却するときは、電源を接続する必要はない。

(3) 貨物運賃料の立て替え

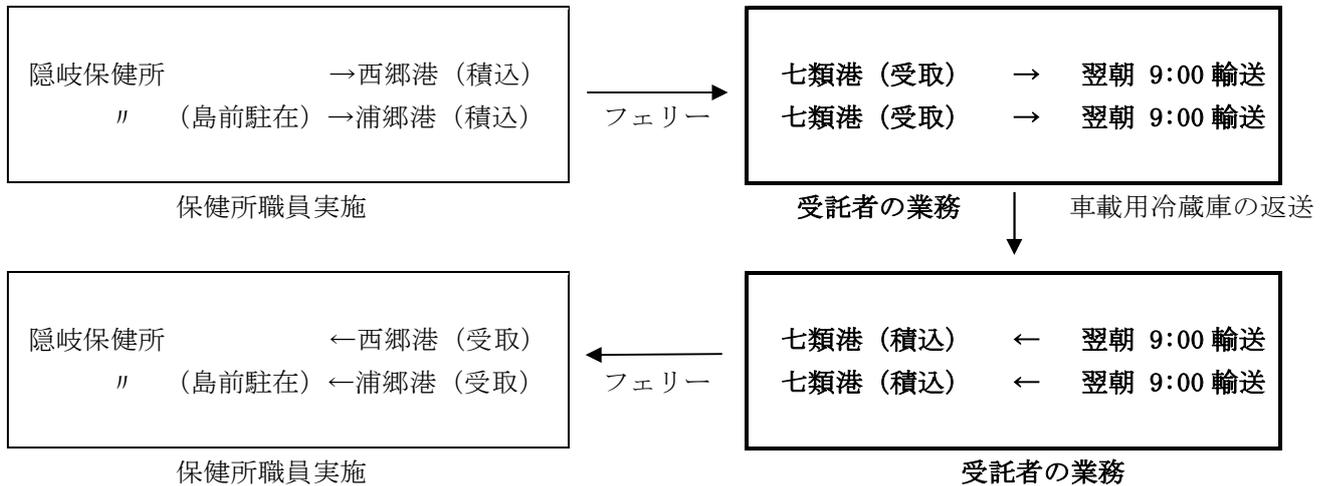
委託契約書第5条なお書きの隠岐汽船株式会社に支払う貨物運賃料の立て替えについては、車載用冷蔵庫の返送についても適用する。

[参考]

(1) コース名 : No. 59



(2) コース名 : No. 60~No. 61



2 行政機関等の所在地

行政機関等の名称	所在地
松江保健所	松江市東津田町 1741-3
雲南保健所	雲南市木次町里方 531-1
出雲保健所	出雲市塩冶町 223-1
県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1
浜田保健所	浜田市片庭町 254
益田保健所	益田市昭和町 13-1
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24
〃 (島前)	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17
保健環境科学研究所	松江市西浜佐陀町 582-1
島根県環境保健公社	松江市古志原 1丁目 4-6

